著作権研究（連載 44）

契約書の読み方

安藤和宏（東洋大学法学部教授）

最近の著作権よろず相談室の傾向は、写真の無断使用対処問題から、契約書に関する相談にシフトし急増しています。各企業がコンプライアンス問題で社会的責任を問われ、企業倫理や法令遵守を徹底するため、法務部の設置や企業内弁護士の登用などにより、契約書から仕事がはじまる事態になったと理解してます。ただ大きな問題は、一方的に「この契約書にサインしてください」から仕事がはじまることです。契約とは双方の合意に基づくものです。しかし一歩引いて実務の実態から、譲渡の強要、期限の定めがない契約、特約による規制、人格権不行使条項など、専門家の駆け引きを聞いて行きたいと思います。

（著作権委員会）

1. 契約の意義

契約とは、当事者の自由な意思によって取り決められる合意のことである（債権・債務が発生する）。そして契約は、当事者の申込・承諾の合致によって成立する。日本では、ほとんどの契約は口頭による合意だけでも成立するため、書面によらなければ成立しない契約（要式契約）や取引額が大きいビジネスでない限り、契約書を交わさず、口約束で行うことが多い。契約書を締結するメリットは以下の通りである。

(1) 契約は口頭でも成立するが、口約束だけでは後日に「言った・言わない」の紛争となるおそれがあること。

(2) 契約書を作成しておけば、お互いの権利・義務が明確になり、紛争を防ぐことができること。

(3) さらに契約書に互いの義務を明記することによって、自分が行うべき仕事（債務）が確認できること。

(4) 結果として、紛争が減少し、仕事が円滑に進むこと。

なお、電子メールでも契約したことの証拠になるので、なるべく残しておいた方がよい。

2. 契約交渉の進め方

契約交渉は喧嘩ではないし、勝負でもない。したがって、相手を後悔させるような契約交渉をすると今後、二度とビジネスを行わないという気持ちにさせてしまう。企業の法務部は相手との関係性を重視せず、一方的に有利な契約を締結することが仕事だと思っていることが多い。その場合は、決別（交渉決裂）する勇気を持つべきである。ビジネスを円滑に進めるためには、歩み寄って契約を成立させなければならない。

ここで大事なのは、交渉が成立する前に仕事を始めないということである。なぜなら、仕事を引き受けないという伝家の宝刀が抜けなくなるからである。また、時間的に余裕をもって交渉を開始することも大事である。時間がないと妥協しがちになる。さらに、担当者から事前にできるだけ情報を集めることも重要である。相手方からオファーされた仕事なのか、こちらからお願いした仕事なのかで、交渉力（力関係）が異なるからである。

ただし、前者の場合でも、こちらの交渉力が強いという理由で、著しく不利な条項を相手方に押しつけるべきではない。なぜなら、強行法規違反、公序良俗違反、信義則違反、独占禁止法違反等に問われるおそれがあるからである。

3. 契約書の読み方

まず、相手方からドラフトが来たら、合意した基本条項がすべて正しく記載されているかを確かめる。通常、合意されていない条項が入っているので、妥当かどうかを担当者と協議する。承諾できないと判断した場合、相手方に修正案を伝える（削除要請でもよい）。なお、片務条項はなるべく双務条項に修正させることが必要である。

過去に締結した契約と同じ内容の契約を締結する場合には、必ず過去の契約書と比較する。過去の契約書と異なる条件が設定されていたり、異なる条項が追加されている場合、相手方にその理由を尋ねるべきである。そのような場合、たいてい相手方が条件を有利にしたいだけなので、事前に説明しないのである。

契約書の表題を「覚書」「念書」とするものもあるが、当事者を法的に拘束する契約であることには変わりはない。「覚書」は簡単な当事者間の合意の書面であることが多い。また、一般的には「契約書」が主、「覚書」が従とする関係になる。当事者の表示は、正式社名や本名を記載する。当事者は契約書に何度も登場するので、甲、乙、丙・・・というように十干を使用するのが一般的である。

前文は記載しなくてもよいが、通常の契約書にはほとんど前文がある。前文のメリットとしては、契約の要旨を記載することによって、本文を読まなくても契約

の趣旨がわかることである。また、前文で契約当事者を定義することができるというメリットもある。

本文の第1条には契約の目的を記載することが多い。業務委託契約の場合、「甲は乙に対し、・・・を委託し、乙はこれを受託します」という文章が一般的である。写真のテーマ、データ形式、数量等を記載することで、業務内容をできるだけ詳細に特定する。多くの場合、写真撮影の業務委託契約は下請法の対象となる（経済産業省「印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」参照）。受注した印刷物の制作に当たって、原稿に用いる写真の撮影をカメラマンや フォトスタジオに発注した場合は下請法の適用を受けるかという論点があるが、写真（データまたはフィルム）は完成原稿の一部を構成する情報成果物なので、情報成果物委託に該当し、受注した情報成果物委託として下請法の適用を受けると思われる。また、画像処理も含めて撮影を発注した場合も同様に情報成果物委託に該当する。なお、下請法上、親事業者の義務として、①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務（2年間）、③支払期日を定める義務（納品後60日以内）、④遅延利息の支払義務（14.6%）等がある。

次に納品に関する条文が規定される。写真家は契約書に規定する納期までに、写真原稿を委託者に納入する義務を負っている。なお、写真家が納入した写真原稿が発注内容と異なる場合または写真原稿に瑕疵がある場合、委託者は速やかに写真家にその旨の通知をし、修正の指示をする。写真家はその指示に基づき、再度撮影を行う等して、写真原稿を再納入する。

親事業者が無償でやり直しを求めることができるのは、下請事業者の給付の受領後、給付の内容が発注書面に明記された注文内容と異なる場合と瑕疵がある場合である。親事業者は、瑕疵の存在及びその責任が親事業者ではなく、下請事業者にあることを後に 行政機関に説明できるようにしておく必要がある。なお、瑕疵の判断基準であるが、目的物が通常有すべき品質・性能を標準にするのが原則である。ただし、契約で特別の品質・性能が示された場合はそれに従うことになる。

次に権利の帰属が規定される。写真原稿の著作権が写真家に留保される場合、ライセンス契約となるため、委託者または利用者が本件写真原稿を利用できる範囲を記載することになる。その場合、使用用途（目的）、期間、地域、独占・非独占の別を明記する（通常、独占と明記しない限り、非独占と解釈される）。

写真原稿の著作権は写真家に帰属させることが望ましいが、交渉力によって、委託者に著作権を譲渡せざるを得ない場合もある。その場合でも、譲渡期間を限定して、一定期間が経過した後は、写真家に著作権が復帰するという契約が望ましい。また、委託者に著作権を譲渡する場合でも、写真家は個展やプロフィール等（いわゆる自己使用）に使用できるとする条項を入れるべきである。なお、公正取引委員会によると、「下請事業者に帰属する知的財産権を『給付の内容』に含んで親事業者に譲渡させるのであれば、書面に記載する必要がある」としている。

著作者人格権の不行使特約の有効性については、学説が分かれているが、契約の実務慣行となりつつある。しかしながら、著作者の人格を著しく害する程度まで改変を行った場合にまで権利行使できないとすることは、公序良俗に反し、契約が無効となる可能性が高く、著作者もそのような主張をすべきである。したがって、「ただし、乙の著作者人格権を害するおそれがある改変は、その限りではありません」という文言を入れることをお勧めする。【※】

業務委託料については、業務の遂行に際して、経費（旅費・交通費・宿泊費、機材費、スタジオ使用料等）が委託料に含まれていない場合、委託者が経費を負担することを明記する。報酬の支払時期については、民法は仕事の目的物の引渡しと同時と定めている（民法633条）。しかし、これは任意規定なので、契約当事者間で報酬の支払時期を自由に定めることができる。ただし、下請法により、親事業者は下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請代金の支払期日を、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内で、できる限り短い期間内で定める義務がある。

さらに下請法により、親事業者は下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

本格的な契約書を締結するのは心理的なハードルが高いと思うが、基本条項だけを記載する簡単なメモのような契約書を作成することから始めてみてはいかがだろうか。書面を残すことによって、言った・言わないの紛争が激減することだろう。

【※】当協会では包括的に人格権の不行使を求める事は立法の趣旨に反すると考えています。

安藤和宏（あんどう・かずひろ）

1963年生まれ。東京学芸大学卒業、フランクリンピアース・ローセンター（LL.M.）、ワシントン大学ロースクール（LL.M.）修了、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程博士研究指導終了。高校教諭、日音、キティミュージック、セプティマ・レイ、北海道大学大学院法学研究科特任教授を経て、現在、東洋大学法学部教授。専門は知的財産法。博士（法学）。